6　すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げるものを除く。）に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　（略）

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則9.3.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則10.2.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準及び協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.及び5.4.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.2.並びに協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

7　（略）

6　すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げるものを除く。）に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　（略）

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則9.3.、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則10.2.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準及び協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.及び5.4.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.2.並びに協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

7　（略）